

つなぐ



袋井特別支援学校
支援連携課便り ②
令和5年7月7日

今回は、障害者手帳の概要についてお伝えしました。今回は、質問の多い療育手帳の申請や更新についてです。

I 手帳のこと

＜療育手帳の申請はどうするの？＞

- ① 役所に交付申請の申し込みをする。持ち物は、各市のホームページでご確認ください。

磐田市：iプラザ（総合健康福祉会館）3階

福祉課障害福祉グループ

各支所市民生活課市民生活グループ

袋井市：市役所 1階しあわせ推進課障がい者福祉係

浅羽支所市民サービス課市民サービス係

掛川市：掛川市役所 福祉課 障がい福祉係

森 町：森町役場保健福祉課

菊川市：菊川市役所 健康福祉部福祉課

担当窓口



療育手帳

- 療育手帳は法律上の位置付けではなく国の通知で全国に広まりました
- 名前や等級の分け方は地域により違いがあります
- 静岡県では静岡県療育手帳交付規則に基づき交付されます

- ② 児童相談所で障害の判定(18歳未満)

県の要領には、知能検査は鈴木又は田中ビネー式、ウェクスラー式等の標準化されたものとされていますが、学齢児では田中ビネー式での判定が多いように思います。

- ③ 判定結果に基づいて県知事が手帳を交付する。

静岡県では、障害の程度により、A1(最重度)、A2、A3(重度)、B1(中度)、B2(軽度)B3(発達障害)の6つに区分されます。

- ④各役所で手帳を受け取り、各種サービスなどの説明を受ける。

＜療育手帳の更新って？＞

療育手帳は定期的に再判定を行います。表は静岡県が示す再判定の目安です。更新の案内はありませんので、有効期間を確認し、各市町の福祉課窓口に変更の申請が必要です。

年齢	再判定の回数(目安)	備考
3歳未満	1～2年に1回	乳幼児期の変化
3歳～6歳	2～3年に1回	5歳前後の変化及び就学前のチェック時期
7歳～20歳	3～5年に1回	10歳前後の変化、中学進学前のチェック時期、中学卒業後の進路検討時期及び特別支援学校高等部卒業後の進路検討時期
20歳以上	5～10年に1回	

成長に伴い、障害の様子も変わる

*障害の程度が長期的に固定されることが予測される場合には再判定不要となることもありますが、高等部卒業後のことが多いようです。



次号：身体障害者手帳について